

滋 医 険 第 4 2 6 号
平成 26 年 (2014 年) 6 月 17 日

滋賀県医師会長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

福祉医療助成制度（低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦）
の見直しに伴う一部負担金について（通知）

平素は、福祉医療行政の円滑な推進について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 8 月 1 日より、福祉医療費助成制度（低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦）の見直しを行うことに伴い、一部負担金の取扱いは下記のとおりとなりますので、ご承知いただくとともに、保険医療機関への周知等、事業の円滑な実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

【平成 26 年 8 月 1 日以降】

（表 1）自己負担割合（低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦）

対象者		自己負担割合
65～69 歳	昭和 19 年 8 月 2 日～昭和 24 年 8 月 1 日生まれの方	1 割
	昭和 24 年 8 月 2 日以降生まれの方	2 割
70～74 歳	平成 26 年 4 月 1 日以降に 70 歳に達した方	1 割

（表 2）自己負担限度額（低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦）

区分	外来（個人）	入院＋外来（世帯単位）
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円

「限度額適用認定証」、「高齢受給者証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「限度額適用認定証等」という。）を提示した対象者の一部負担金は、（表２）に定める自己負担限度額までとします。ただし、各保険法に基づく限度額が（表２）に定める額より低い場合は、各保険法に定める額を限度額とします。

限度額適用認定証等の提示がない場合については、福祉医療受給対象者は窓口において一旦、（表１）に定める自己負担額をお支払いいただく必要があります。その際、同じ月に支払った自己負担額が（表２）の限度額を超えたときは、後日、対象者が市町等の窓口申請することにより、超えた分を償還払いで受けていただくことができます。

滋賀県健康医療福祉部医療保険課（宮本）

TEL：077-528-3566

FAX：077-528-4862

E-mail：ee00@pref.shiga.lg.jp

平成26年8月1日から、
福祉医療費助成制度
(低所得老人・高齢寡婦)が変わります！！

① 自己負担割合が以下のように変更となります

- 65歳～69歳

自己負担割合が、これまでの**1割から2割に変更となります。**
(ただし、昭和19年8月2日～昭和24年8月1日生まれの人自己負担割合は、1割に据置きます)
- 70歳～74歳

国の制度見直しにより、2割負担となった人に対して新たに助成を行い、**1割負担を維持します。**

※なお、市町によっては独自の福祉医療費助成制度を設けている場合があります。

② 受給券が以下のように変更となります

	対象者		自己負担割合	福祉番号	受給券の色
低所得老人 高齢寡婦	65～69歳	昭和19年8月2日～ 昭和24年8月1日生 (経過措置・据置き)	1割	低所得老人 42250+市町番号 高齢寡婦 46251+市町番号	白色
		昭和24年8月2日 以降生 (新制度)	2割	低所得老人 42251+市町番号 高齢寡婦 46252+市町番号	うすだいたい
	70～74歳 (新制度)		1割	低所得老人 42252+市町番号 高齢寡婦 46253+市町番号	白色

表

（表）

滋賀県内のみ有効

福祉医療費受給券

福祉番号		受給者番号	
居住地氏名			
給付者生年月日			
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
発行機関の長及び印			
交付年月日			
自己負担割合			

裏(低所得老人)

（裏）

注意事項

1 この券は、保険医療機関等で医療を受けたとき、医療費の自己負担金(ただし、健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による一部負担金等を除く)を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。

2 保険医療機関等で受療するときは、被保険者証または組合員証に必ずこの券を添えて提出してください。

3 この券の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに市(町)長へ届け出るとともに、受給中の医療機関に届け出てください。

4 この券を破損し、汚損し、または亡失したときは、市(町)長から再交付を受けてください。

5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市(町)長に返してください。

6 この券では、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代および室料差額等の経費は、公費負担されません。

7 この券は、他人に譲り渡すことはできません。

福祉医療費助成番号

県事業	42	65～74歳老人
市町事業	48	老人

裏(高齢寡婦)

（裏）

注意事項

1 この券は、保険医療機関等で医療を受けたとき、医療費の自己負担金(ただし、健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による一部負担金等を除く)を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。

2 保険医療機関等で受療するときは、被保険者証または組合員証に必ずこの券を添えて提出してください。

3 この券の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに市(町)長へ届け出るとともに、受給中の医療機関に届け出てください。

4 この券を破損し、汚損し、または亡失したときは、市(町)長から再交付を受けてください。

5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市(町)長に返してください。

6 この券では、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代および室料差額等の経費は、公費負担されません。

7 この券は、他人に譲り渡すことはできません。

福祉医療費助成番号

県事業	46	ひとり暮らし高齢寡婦
-----	----	------------

自己負担割合が受給券で確認できるようになります。

※市町が独自に制度を設けているときは、「自己負担割合」の欄が「無」となっている場合があります。

